

白山市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、犯罪行為により不慮の死を遂げた市民の遺族又は重傷病を負った市民に対する犯罪被害者等見舞金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。
- (3) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病であって、次のいずれにも該当するものに係る身体の被害をいう。
 - ア 療養の期間が1月以上であった負傷又は疾病
 - イ 負傷し、又は疾病にかかった日から1年を経過する日までの期間（以下「特定期間」という。）内に3日以上病院に入院することを要した負傷又は疾病（当該疾病が精神疾患である場合にあっては、その症状の程度が特定期間内に3日以上労務に服することができない程度の疾病）
- (4) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者とする。
- (5) 犯罪被害者等見舞金 第4条に規定する遺族見舞金又は傷害見舞金をいう。

(犯罪被害者等見舞金の支給)

第3条 市長は、市民が犯罪被害を受けたときは、この告示の定めるところにより、犯罪被害を受けた者（当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市民である者に限る。以下「被害者」という。）又はその遺族（当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市民である者に限る。以下同じ。）に対し、犯罪被害者等見舞金を支給する。

(犯罪被害者等見舞金の種類等)

第4条 犯罪被害者等見舞金は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に定める者に対して、一時金として支給する。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第1順位遺族（次条第3項及び第4項の規定による第1順位の遺族をいう。第6条第2項において同じ。）
- (2) 傷害見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者
(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることのできる遺族は、被害者の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 4 被害者を故意に死亡させ、又は被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺

族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(犯罪被害者等見舞金の額)

第6条 犯罪被害者等見舞金の額は、次のとおりとする。

(1) 遺族見舞金 300,000円

(2) 傷害見舞金 100,000円

2 遺族見舞金の支給を受けるべき第1順位遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金の額は、前項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額をその人数で除して得た額（1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

3 傷害見舞金の支給を受けた者が当該支給を受けた傷害見舞金の原因となった犯罪行為により死亡した場合における遺族見舞金の支給については、当該傷害見舞金と遺族見舞金との差額を支給するものとする。

(犯罪被害者等見舞金を支給しない場合)

第7条 犯罪行為が行われた時において、被害者又は当該被害者に係る第4条第1号の第1順位遺族（当該第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下「第1順位遺族」という。）と加害者との間に次の各号のいずれかに該当する親族関係があったときは、犯罪被害者等見舞金を支給しないものとする。

(1) 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

(2) 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

(3) 兄弟姉妹

2 犯罪被害について、被害者又は第1順位遺族に次の各号のいずれかに該当する行為があったときは、犯罪被害者等見舞金を支給しないものとする。

(1) 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為

(2) 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

(3) 当該犯罪行為に関する著しく不正な行為

3 被害者又は第1順位遺族に次の各号のいずれかに該当する事由があるとき

は、犯罪被害者等見舞金を支給しないものとする。

(1) 当該犯罪行為を容認していたこと。

(2) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと。

(3) 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

4 前3項に定めるもののほか、被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められるときは、犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる。

(遺族見舞金の申請)

第8条 遺族見舞金の支給を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、遺族見舞金支給申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

(1) 被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

(2) 申請者の氏名、生年月日、本籍、被害者との続柄が記載された戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(3) 申請者が被害者と婚姻の届出をしていないが、被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(4) 申請者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類

(5) 申請者が第5条第1項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

(6) 犯罪発生時、市民であったことが確認できる住民票の写し又は戸籍の附票

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(傷害見舞金の申請)

第9条 傷害見舞金の支給を受けようとする者は、傷害見舞金支給申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

(1) 負傷し、又は疾病にかかった日、特定期間における入院日数及び負傷又は疾病の状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類であって、当該負傷又は疾病が重傷病に該当することを証明することができるもの

(2) 犯罪発生時、市民であったことが確認できる住民票の写し又は戸籍の附票

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(申請の期限)

第10条 犯罪被害者等見舞金は、犯罪被害の発生を知った日から2年を経過する日まで又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過する日までに第8条又は前条の規定による申請がないときは、当該見舞金は支給しない。

(支給の決定)

第11条 市長は、第8条又は第9条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、支給の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に対して通知するものとする。

(犯罪被害者等見舞金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により犯罪被害者等見舞金の支給を受けた者がいるときは、当該見舞金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、同日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重傷病について適用する。